

議事要旨(3)無形資産専門委員会における検討状況について

逆瀬副委員長（専門委員長）及び豊田主任研究員より、審議事項(3)-1及び(3)-2に基づき、仕掛研究開発の資産計上に係る「企業結合に関する会計基準（案）」の文案及び同適用指針案について、専門委員会での検討状況の説明がなされた後、委員から次のような発言があった。

（識別可能な無形資産について）

- ・ 前回の文案では、取得した資産に法律上の権利又は分離して譲渡可能な無形資産が含まれる場合には、識別可能な無形資産として原則資産計上を求めることとされていたが、今回の文案では、「法律上の権利など分離して譲渡可能な無形資産が含まれる場合」という表現に修正されている。

この修正文案では、無形資産として識別されうるものは、分離して譲渡可能なものに限定されると解釈される可能性があるが、例えばオペレーティング・リースや、飛行機の発着枠など、法律上の権利には該当するが、事業と密接に関連していることから分離して譲渡することができないような無形資産も存在するのではないか。

- ・ 「取得した資産に、・・・無形資産が含まれる場合には、取得原価を当該無形資産に配分することができる。」という「できる」規定について見直しを行い、識別可能なものである限り、原則として資産計上を求めることを提案している中において、今回の文案のように、分離して譲渡可能という実質要件を設けることには賛成である。
⇒この点、事務局側からは、ご指摘の点については確認するが、文案の修正目的は「取得した資産に、・・・無形資産が含まれる場合には、取得原価を当該無形資産に配分することができる。」という「できる」規定の削除に伴い、識別可能な無形資産の認識に実質判断を加味することにあるとの回答がなされた。

（企業結合により取得した研究開発の途中段階の成果の償却について）

- ・ 検討中の文案では、「研究開発の途中段階の成果について、資産として識別した場合には、当該資産はその研究開発が完成するまでは、当該無形資産の有効期間は開始しない。」と記載されているが、その研究開発が完成するかどうかは、取得企業側と被取得企業側の、どちらの視点で判断するのか。
⇒この点、事務局側からは、企業結合時において研究段階の途中段階の成果か否かは、取得企業側で判断することを想定しており、その研究開発が完成するかどうかについても同様であるとの回答がなされた。

以上